

平成 24 年（ワ）第 213 号、同 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号、同 26 年第 101 号、同 27 年（ワ）第 34 号損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 585 名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面 (1 3 4)

原告ら準備書面(298)に対する被告の意見

平成 29 年 5 月 16 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清



同

青 木 丈 介



同

土 屋 賢 司



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



同

前 田 琢 治



被告は、原告ら準備書面298で求釈明されている事項について、次のとおり、被告の意見を主張する。

第1 結論

被告は、本件訴訟上、住居確保損害の各原告の上限額を改めて開示する必要はないと思料する。

第2 理由

1 本件事故時に居住していた不動産の価値に応じて、被害者ごとに住居確保損害の上限額が定められていることは原告ら主張のとおりである。

しかしながら、以下に述べる理由により、本件訴訟において被告が住居確保損害の上限額を開示する必要性はない。

(1) 第一に、被告としては、訴外の直接賠償手続き上、各原告に対して個別に賠償上限金額をお示ししているものである。

(2) 第二に、被告準備書面(13)で述べたとおり、住居確保損害の性質は、「追加的費用の賠償(お支払い)」であって、不動産損害に対する財物賠償とはその性質を異にする。

よって、いかなる請求パターン¹を選ぶとしても、実際に費用の支出をなされた方に対して、上限額の範囲内で実費支出相当額のお支払いをするという点に注意が必要である。

このように、賠償上限額とは、被害者の方々に対して被告がお支払いすることを保証した金額ではないため、この点について誤解を招くおそれがないとはいえない以上、被告が任意にこれらの情報を開示する必要はない。

(3) 第三に、原告らは、「必要に応じて(…)、請求の取下げを検討したい。」

¹ 住居確保損害の請求パターンには「帰還型」や「移住型」といった種別がある。

と主張する。

しかしながら、現時点で被告が原告らの請求の取下げに同意するか否かは定かでなく、原告らの予定通りに請求の取下げが果たされるとは約束いたしかねる。

そうすると、仮に被告が住居確保損害の上限額を開示したとしても、原告が、原告の予定する訴訟行為をなし得るとは限らないため、この観点からも被告が任意に住居確保損害の上限額を開示する必要はない。

- 2 仮に、被告が住居確保損害の上限額を開示すべきとされとしても、原告は“訴えの取下げを検討する可能性がある”という世帯を特定されたい。

以上